相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東御市滋野乙六六三番地、最後の住所東京都東村山市青葉町三丁目二九番地一
被相続人　亡　寺島　宗夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西六郷一丁目三四番地、最後の住所東京都大田区西六郷一丁目四四番六号
被相続人　亡　西　博正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
事務所東京都港区西新橋一―四―一四物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所
相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目四四九番地三、最後の住所東京都品川区東品川一丁目三五番一〇号
被相続人　亡　今濱　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所
相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市山下六七四番地九、最後の住所神奈川県平塚市片岡八二五番地の一六
被相続人　亡　宇佐美久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県愛甲郡愛川町半原一四三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙津　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
神奈川県厚木市旭町一丁目二七番六号本厚木マイビル五〇一号室厚木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷川聡美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市相良一四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙澤　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
静岡市葵区馬場町四三―一　静岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石川アトム

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍樺太眞岡群眞岡町大字眞岡字石浜三丁目一三番地、最後の住所不明
被相続人　亡　門馬オキノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三番地三中根常彦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　市村　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区神泉苑通御池下る神泉苑町二八番地、最後の住所京都市下京区醒ヶ井通四条下る高野堂町三九〇番地シュトルヒ七〇一号
被相続人　亡　秋田　悟朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
京都市中京区夷川通富小路西入ル北側ムロビル二階加藤・藤田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　友彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市寺戸町笹屋一四番地、最後の住所京都府向日市森本町前田二八番地の七
被相続人　亡　植田　晴江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
京都市西京区上桂三ノ宮町九番地の一四
相続財産管理人　稲垣　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府交野市星田五丁目三二四番地二、最後の住所大阪市住之江区南港中二丁目一番三五号南港咲洲養護老人ホーム
被相続人　亡　上西フミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号
相続財産管理人　弁護士　小林　あや

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市中井町二丁目五〇九番地二、最後の住所大阪府堺市堺区海山町四丁目六四番地三七　被相続人　亡　松本　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区宰相山町一五二番地、最後の住所大阪府東大阪市高井田本通五丁目一番一五号　被相続人　亡　井村　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日
大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階
相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

第20期決算公告

平成26年11月5日

千葉市美浜区新港111番地
東関東ＭＭＣ部品販売株式会社
代表取締役　山本　登

貸借対照表の要旨
（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	767,867	流動負債	456,702
固定資産	260,772	固定負債	115,983
有形固定資産	217,287	当座主資本	126,626
無形固定資産	320	資本金	329,328
投資その他の資産	43,165	資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	129,328
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	123,328
		（うち当期純利益）	（2,098）
資産合計	1,028,639	負債・純資産合計	1,028,639